



【第 56 回】 2013 年 8 月 23 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

## 財務大臣「赤字法人が多いから法人減税は効果がない」は誤り。問題はゆがんだ税制です

法人税減税に関して、麻生財務大臣は、「赤字法人の割合が 70% を超す状況では、減税しても効果がない」旨の発言をされている。しかし、わが国法人の赤字比率が高い最大の原因は、その大部分を占める同族会社の「タックスプランニング」にあると考えられる。資本金 1 億円超の会社の赤字法人割合は半分程度で、わが国の法人所得の 82% を稼ぎ出している。同族会社の赤字法人対策をしっかりと取りつつ、わが国の法人所得税の大半を負担している資本金 1 億円超の法人への減税は、経済の空洞化を防止する観点から有効かつ必要だ。

### ■ 法人税減税と赤字法人の議論

麻生財務大臣は、法人税減税論に対して「わが国の企業の 7 割が赤字法人だから、法人税減税を行っても効果はない」旨の発言をしておられる。減税の効果及ぶのはわが国の法人のわずか 3 割、ということなので、なるほど減税は効果がない、ということになり、うなづく論者も少なくない。

しかしこの 2 つの問題は、一直線につながっているわけではない。以下、わが国では 7 割の法人が赤字であるという事実と、だから法人税減税は効果がない、ということの関連について考えてみたい。

### ■ 個人事業より法人は税制上不利なはず

このことを考えるために、まずわが国には、なぜ7割もの赤字法人が存在するのか、という点から議論を始めたい。

一般に、事業を始めようという場合、法人形態と個人形態の2つが考えられるが、法人形態を選ぶと、法人段階で得た利益には法人税が課せられ、税引き後の利益を配当に回せば、配当に対して再び所得課税が課せられ、二度課税(二重課税)となるので税制上不利である。

個人形態で事業を行えば、このような二度課税は生じない。税引き後の利益はすべてそのまま事業主の所得(税引き後)になる。

このように、法人形態での事業は、個人形態に比べて圧倒的に不利なはずであるにもかかわらず、わが国の事業形態には圧倒的に法人形態が多い(俗に言う、「法人成り」)。これはなぜなのか。

## ■ 「法人成り」すれば2度の控除あり

「法人成り」の原因は、いろいろ指摘されている。もちろん法人形態での事業のほうが、社会の信用度も高く、金融機関も評価する。しかし、ここでは税制上の理由 法人形態での事業のほうが、個人形態より税負担の軽減につながるということ、これがわが国の「法人成り」の主因であることを説明したい。

個人事業主の所得を考えてみよう。売上から売上原価を差し引いた粗利から、人件費などを差し引くと、個人事業主の所得となり、それに所得税が課せられる。ここには自らの給与という概念はなく、必要経費として差し引くことはできない。

一方、法人形態では、法人の益金(売上)から損金(経費)を差し引いて法人所得が計算されるが、経営者自らの報酬は、必要経費として損金算入される。この点が、個人の場合と決定的な相違点である。

法人は個人とは異なる人格なのだから、以上のことは税の理屈では当然のことである。しかし、今問題にしているのは、個人事業と実態の変わらない、わ

が国の法人の 98%を占める中小法人(資本金 1 億円以下)の大宗をなす同族会社・特定同族会社<sup>(注)</sup>の話である。

もちろん法人形態の場合、社長が受け取る給与は、所得課税される。しかしその際には、給与所得者(この場合は社長)は、その経費である給与所得控除を差し引くことができるので、課税所得はその分小さくなる。

つまり、法人形態で事業を行う場合、自らの給与は法人段階で経費となり、さらに個人段階でも給与所得控除という経費控除を受けるという 2 度控除が可能となるのである。個人事業の場合に、2 度にわたる控除がないことは上述したとおりである。

したがって、法人段階で、自らの給与を利益を上回る水準にあらかじめ設定しておく、会社は赤字となり法人税は課せられないので、法人税と所得課税との 2 度課税(2 重課税)という事態は生じないのである。

(注)同族会社とは、上位 3 株主グループによる持ち株割合が合計で 50%を超えている会社、特定同族会社とは、同族会社のうち、1 株主グループによる持株割合等が 50%を超えている会社。

## ■ 同族会社のさらなる税務メリット

同族会社には、このようなことに加えてさらなる税務メリットがある。**家族(妻や子供)を役員や従業員にして、労働の対価に見合う額の給与を支払えば、それも損金算入されて利益は減少し、その分法人税を払う必要はない上に、給与をもらった家族は、自らの給与所得控除を受けることができる。**

妻への給与が 103 万円以下なら、社長は配偶者控除や扶養控除の対象とすることもできる。さらには退職金課税(2 分の 1 課税)の恩恵を受けることも可能である。

個人事業の場合には、家族に支払う給与には税務署への届出が必要で、労働の対価に見合う額の給与かどうかチェックを受けることになる。届け出が

ない場合には労働の対価を支払っても必要経費にならない。また家族への退職金は経費にはならない。

ざっと見てもこれだけの税制上の恩典の差がある。これがわが国に法人成り、赤字法人の多い最大原因である。

## ■ 実現すべきは赤字法人の応分の税負担

では、7割の赤字法人が存在することと、法人税減税の効果が少ないことと、どのように関連するのだろうか。

これを見るには、わが国の法人税の負担の実態を見ていく必要がある。わが国企業の資本金階級別の法人所得金額を国税庁の統計(会社標本調査22年度分)で調べると、資本金1億円未満の法人は法人数割合で96%を占めているにもかかわらず、所得金額の占める割合は18%に過ぎない。残りの4%の法人が82%の法人所得を稼ぎ出しているのである。欠損額を調整すると、資本金1億円以上の企業の法人所得に占める割合は86%にも達する。

ちなみに資本金10億円以上の法人数は0.5%だが、彼らが法人所得の61%を稼ぎ出している。

このように見えてくると、問題は同族会社(とりわけ特定同族会社)の7割を超える赤字法人にあるということになる。

利益が上がりそうだから役員給与をとって赤字にするという行動は、同族企業だからできることである。とりわけ、特定同族会社(一人オーナー会社)などでは容易にできることであろう。そこで、06年度に法人税法を改正して、一人オーナー会社の業務主宰役員給与については、給与所得控除相当額として計算される金額を経費として損金算入することができなくする制度(「一人オーナー会社課税制度」)を創設し、役員給与の「2重控除」の道を閉じたのだが、その方法が乱暴すぎた。

2重控除の問題は、給与所得控除の問題として対応するほうが税理論上正攻法であるにもかかわらず、法人税法での対応となったため、民主党1年目の税制改正で廃止になった経緯がある。

赤字法人対策は、わが国の税制を公平なものにする上で、きわめて重要なものである。親族への給与支給を利用した所得分割への対策や、留保金課税制度<sup>(注)</sup>の問題とも関連しているので、総合的な検討をする必要がある(第21回「なぜ5年間赤字でも生き延びる 放置されたままの赤字法人課税問題」参照)。

また受益に対する負担という応益課税の論理に立つ地方税の世界では、赤字法人も応分の負担をすることは当然であり、法人住民税均等割(所得金額の大小を問わず均等の額によって課される住民税)の引き上げによる対応も必要であろう。

以上、見てきたように、赤字法人の問題と法人税減税の問題は別個の問題で、同族会社の赤字法人対策をしっかりと取りつつ、わが国の法人所得税の大半を負担している資本金1億円超の法人には、減税によってわが国経済の空洞化を防止することが必要ではないか。

(注)特定同族会社(資本金1億円以下の企業を除く)の場合には、利益が出ても自ら株主として受け取る配当金に対する累進課税を避けるため、会社に利益を留保し課税繰延べを行うことが多いので、留保金に対して特別な法人税を課す制度